（４面から続く）

Ⅷ．消費税の計算と申告

１．平成21年分の消費税確定申告をする義務のある者

平成19年分の「消費税の課税売上」が年1,000万円超ある場合は、平成21年分の消費税確定申告をする義務があります。毎年、２年前（基準年度）の年分の課税売上によって、その年の消費税の申告義務の有無を判断します。基準年度の課税売上が1,000万円以下の場合は、免税事業者となり、消費税の申告は不要です。

２．消費税の課税売上となる医業収入等

通常の医業収入等について、消費税の課税売上、非課税売上、不課税売上を区分することが必要です。

①課税売上：自由診療収入（文書料、処理費等を含む）のうち、下記の②以外のもの、事業用資産の売却収入等

②非課税収入：保険診療収入、自賠責収入、労災収入、居住用賃貸家屋に伴う収入、地代収入等（助産、妊娠中・出産後の入院に係るものについては、消基通６－８－１、２、３に取扱いが明示されていますので注意してください）

③不課税収入：公的補助金、助成金、生損保満期返戻金、生損保解約金収入

３．消費税の計算方法

消費税の計算方法には、本則課税と簡易課税がありますが、詳しくは税理士、あるいは協会にお問い合わせください。

Ⅸ．終わりに

所得税の確定申告期限（提出、税金納付）は３月15日、消費税は３月31日です。期限に遅れると加算税や延滞税が課されます。また、青色申告特別控除や純損失の繰越控除の適用など期限後申告となった場合に適用ができない取扱いになっている規定も多くありますから、注意が必要です。なお、今年の振替納税による口座引落としは、所得税は４月22日、消費税は４月27日です。

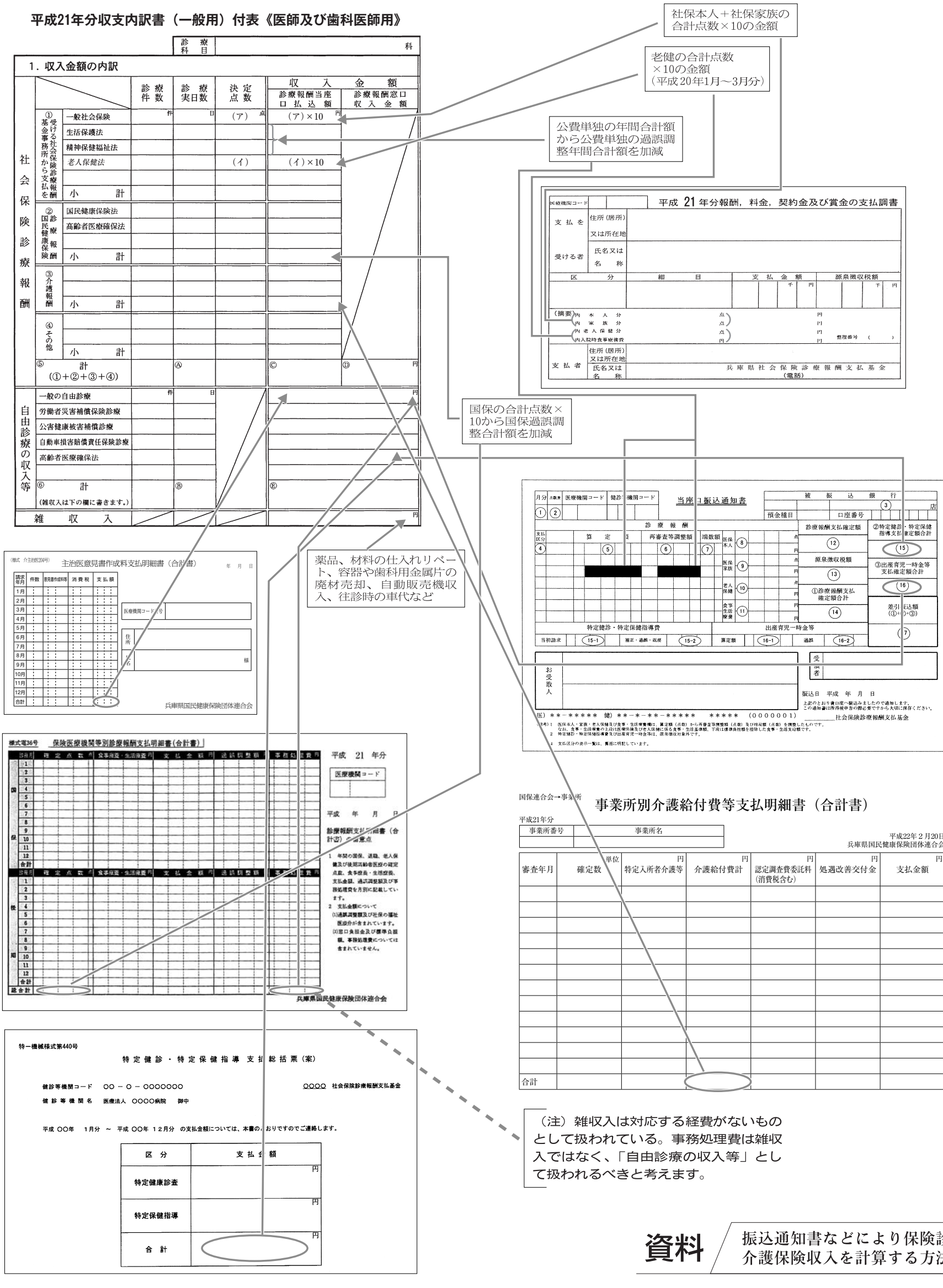

資料　振込通知書などにより保険診療・介護保険収入を計算する方法